



# 暮らしに役立つ情報

「覚えのない情報料金の請求」に注意してください。  
利用した覚えのない情報料金を請求されるなどの相談が急増しています。

## 【事例1】

「ツーショットダイヤルの情報提供料金が未納につき、利用料・延滞金・手数料を指定の口座に振り込むように。期日まで支払わないと自宅へ訪問する。」などと書かれた通知が届いたが、まったく心当たりがない。

## 【事例2】

携帯電話などの出会い系サイトを無料サービスの範囲内で利用したはずなのに、高額な料金請求の電話がかかってきた。

これらの請求内容には大きく分けて、次の2種類あります。

- ①架空の請求で、業者が何らかの名簿をもとに大量に請求書を送付し、受け取った人の勘違いや、関わりたくないために請求金額を振り込むことを狙ったものです。
- ②「無料」広告メールや「ワン切り」などで釣って、「利用した」状況を作るものです。業者が「利用した」と言い張るケースでも契約が成立しているものは少なく、多くの場合は、支払義務はありません。

回収業者を名乗っていても、正式な手続きをしていない業者の請求には応じないようにすることです。

また、すでに知られている以上の個人情報には教えないようにし、業者から送られてきた郵便物やメールは保存、電話は録音などして、場合によっては警察へも相談しましょう。

## 行政相談週間 10月20日(月)～26日(日)

### ◎行政相談週間について

行政相談週間は、行政相談に関する行事を集中的、重点的に実施することにより、総務省の行政相談制度に対する国民の理解と認識を深めていただき、この制度の一層の利用を図ることを目的とするものであり、毎年10月中旬に設けられています。今年も、10月20日(月)から26日(日)までの一週間となっています。

### ◎行政相談について

総務省では、国の行政全般についての国民の苦情や要望を受付、公正・中立の立場から関係行政機関に必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、それを通じて行政の制度及び運営の改善を図る「行政相談」を行っています。

### ◎行政相談委員について

行政相談員は、行政相談委員法に基づいて、総務大臣が民間の有識者に行政相談の受け付けなどの業務を委嘱して、地域住民の身近なところに行政相談窓口を開いているものです。市内では2人の行政相談委員が配置され、毎月定例日及び行政相談窓口を開設するなど、常時、行政相談を受け付けております。

### ◎各種委員等合同相談所の開設

定例相談とは別に特に(臨時的に)開設する相談所で、他の各種委員との合同相談所を次のとおり開設します。

開設日時 10月20日(月) 午後1時～4時

開設場所 都留市役所3階大会議室

参加機関 人権擁護委員・民生児童委員・教育相談委員など

10月23日(木)には甲府市の岡島ローヤル会館で一日合同行政相談所が甲府市地方法務局・山梨県弁護士会などの参加により開設されます。詳しいことについては、総務省山梨評価事務所にお問い合わせください。

問合せ 山梨行政評価事務所 行政相談課 ☎055(252)1496

下水道排水設備指定  
工事店の受け付けを  
開始します

下水道を使用する場合は、各家庭において宅地内の排水設備などの工事を行わなければならないとされています。この排水設備工事を行うには、予め都留市が指定した工事店であれば施工できます。

市では、平成16年4月の一部供用開始に向けて、10月1日(水)から都留市下水道排水設備指定工事店の新規登録の申請を受け付けます。

### 《指定工事店の申請基準》

- ①事業所(工事店など)ごとに、(財)山梨県下水道公社の下水道排水設備工事責任技術者として認定を受け登録した者が、1名以上専属していること
- ②管の切断・加工・接合の機械器具を有すること
- ③山梨県内に事業所(工事店など)があること
- ④「成年被後見人若しくは被保護人または破産者で復権していない者」に該当しないこと(法人の場合、その役員も含む)

\*申請用紙は10月1日(水)から市役所下水道課窓口で配布します。

問合せ 下水道課